



埼玉バーチャル観光大使

(春日部こくし)

イラスト利用申請のご案内 #01

埼玉県物産観光協会

はじめに

埼玉県では県内観光の振興および魅力発信の一環として、令和3年度よりVTuberとして活動する「春日部つくし」さんを「埼玉バーチャル観光大使」に任命し、幅広く本県の観光情報を発信いただいております。

本大使のイラスト（観光大使衣装デザイン）は、埼玉県の観光や県産品のPRを目的とした取り組みにご活用いただくことが可能です。

ぜひ、貴社・貴団体におかれましても、各種PR活動において本イラストをご活用いただき、共に埼玉県の魅力発信にご協力いただけましたら幸いです。



目次

「春日部つくし」とは	P4
埼玉バーチャル観光大使	P5
イラスト利用メリット・効果	P6
イラストご利用例	P7
イラスト使用規定	P8
イラスト利用申請について	P9,10,11
申請フロー	P12
FAQ	P13,14
お問い合わせ	P15
イラスト集	P16,17,18,19,20,21



春日部つくしとは



バーチャル埼玉に住む18歳の女の子。

幼いころは埼玉県に住んでいたが、10歳のころに家族や近隣住民同様にバーチャル埼玉へ生活に移行した。

埼玉県を皆さんのもっと身近に、第二の故郷としてもらえるように日々活動中！

「ですわ」口調と濃いまつ毛がチャームポイント。

平成30年からVTuberとして活動中。

埼玉県をもっと身近に、心の故郷にしてもらえることを目標にバーチャル埼玉県民として活動してきた。

十万石まんじゅうとのコラボや、オリジナル切手が県内郵便局で販売されるなど、コラボ実績も多数。



埼玉バーチャル観光大使



令和3年7月から実施した埼玉バーチャル観光大使オーディションを勝ち抜き、春日部つくしが令和3年12月に埼玉バーチャル観光大使に任命される。

これまでにYouTubeちょこたび埼玉公式チャンネルで25本を超える埼玉県をPRする動画の公開ならびに配信を行い、SNSを中心に精力的に活動している。



【埼玉バーチャル観光大使SNSアカウント】

-  ちょこたび埼玉観光情報局 : フォロワー数 40234人
-  ちょこたび埼玉公式チャンネル : 登録者数 1.43万人 5

メリット・効果

\Vtuberファン層やアニメファン層など/

新たなマーケット層への告知が可能！

新たなマーケット層として埼玉バーチャル観光大使ファン層へのPRを通じ、
貴社製品等の認知 拡大を図ることが可能です。

\フォロワー数3.7万人（2025年5月時点）/

ちょこたび観光情報局のX内で観光大使として告知！

埼玉バーチャル観光大使による観光情報発信により、県からの発信という
堅さを軽減し、ユーザーに県の観光情報を伝わりやすくすることが可能です。



イラストご利用例

登山ロープウェイのプロモーションとして、
宝登興業株式会社様にてポストカードを作成いただきました

令和4年11月に1,000セット作成！
令和7年5月現在も継続中！



イラスト使用規定

使用制限

- ★ 本資料最後のイラスト集に掲載しているデザインのみ使用可
- ★ イラスト集に定めたもの、かつ承認された用途のみ使用可

使用不可の行為

- ★ デザインの変形・削除といったアレンジは不可
- ★ デザインに吹き出しをつけて使用することは原則不可



変色しての使用 禁止
※モノクロ除く



変形しての使用禁止



視認できないサイズ
での使用禁止





イラスト利用申請について

イラストのご利用が可能な内容は主に以下の2点となります。



埼玉県の観光PRにつながる内容



県産品のPRにつながる内容

イラストのご利用を希望する方は...

「埼玉バーチャル観光大使「春日部つくし」のイラスト利用に関する要綱」をご確認ください。

<https://chocotabi-saitama.jp/wp-content/uploads/2025/06/959468d6799d21e78d6764ec1429809f.pdf>

要綱ご確認の上、利用希望の方は

「観光大使春日部つくし利用承認申請書」を事務局へご提出ください。

P10参照

イラスト利用申請について

イラストの利用申請については観光大使春日部つくし利用承認申請書（変更の場合は、利用変更申請書）の提出が必要となります。下記URLから必要事項を記載の上、埼玉バーチャル観光大使事務局にメールにてご送付ください。

▼ 申請書類は下記URLよりダウンロードください。

【埼玉バーチャル観光大使春日部つくし利用承認申請書】

<https://chocotabi-saitama.jp/wp-content/uploads/2025/06/b7a0e4d45a6aa685d60939cc3dab969b.docx>

▼ イラスト利用変更についても、変更申請書をご提出ください

【埼玉バーチャル観光大使春日部つくし利用変更申請書】

<https://chocotabi-saitama.jp/wp-content/uploads/2025/06/5146fc06e4f4f5546ee5632899acf6cb.docx>



申請書提出先

埼玉バーチャル観光大使事務局



048-647-0500



saitamadmo@saitamadmo.org

イラスト利用申請について

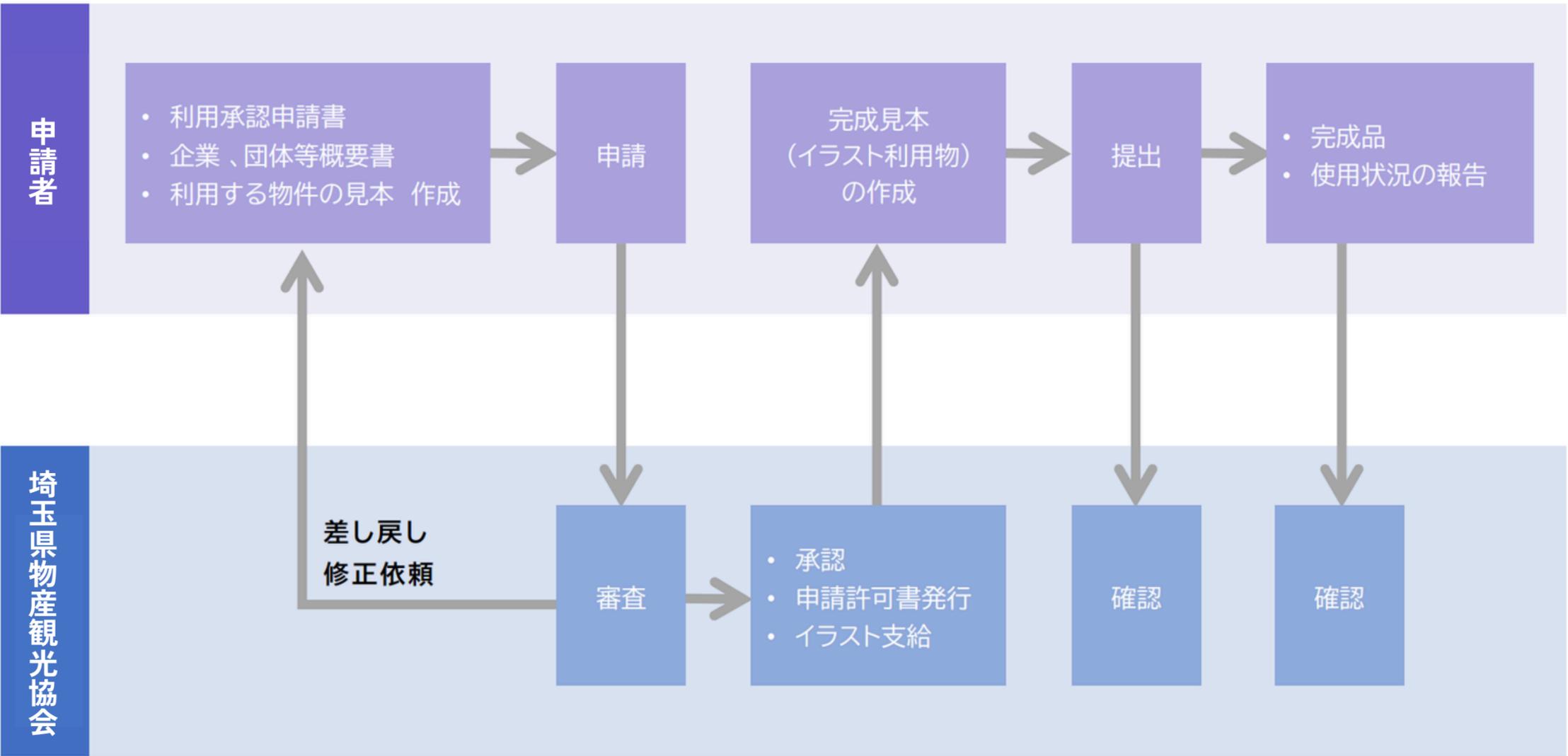
申請書の送付時に下記資料の添付をお願いいたします

送付必須書類

- ① 申請書（前ページ参照）
- ② 企業、団体等概要書 ※書式自由、法人(団体)での利用のみ
- ③ 利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト等）
- ④ その他参考になるもの ※必要に応じて提出



申請フロー



※ 承認された内容について変更が生じた場合、利用変更申請書の提出が必要になります。



FAQ

Q1 イラスト利用にあたって費用はかかりますか？

A1 無償で利用可能です。

Q2 審査にはどのくらいの期間がかかりますか？

A2 審査から許可書の発行までに2週間から1ヶ月程度かかる場合がございますので、お早めにご申請下さい。

Q3 埼玉県外の会社、団体、個人、商品（サービス）で利用申請することはできますか？

A3 埼玉県のPR、県産品の販路拡大及び県の産業振興等に寄与していれば、ご利用いただけます。

Q4 デザインを菓子等の焼印や金型、着ぐるみ等、立体として利用することはできますか？

A4 イラストのみでの利用となるため、立体としてのご利用はできません



FAQ

Q5 観光大使が未成年ですが、酒類等の商品にデザイン利用できますか？

A5 ご利用可能ですが、吹き出し等でのおすすめ表記などは使用できません。

Q6 申請後、同一のデザインを別の製品で再度利用したい場合は、再申請が必要でしょうか？

A6 利用目的ごとに申請が必要となります。

**Q7 商品の販売期間を7月1日から10月31日までで申請しましたが、12月31日まで延長したいです。
何か手続きは必要ですか？**

A7 利用変更承認申請書の提出をお願いします。

Q8 市町村のご当地キャラクターやコバトン等とコラボはできますか？

A8 可能です。利用規約でコラボを制限しているキャラクターについてはキャラクターの利用規約に準じた取り扱いとさせていただきます。



お問い合わせ

申請に関するお問い合わせ・その他バーチャル観光大使に関するお問い合わせ

埼玉県物産観光協会 DMO事業本部
バーチャル観光大使担当



048-647-0500



saitamadmo@saitamadmo.org



イラスト集_観光大使



No1



No2



No3



No4



No5



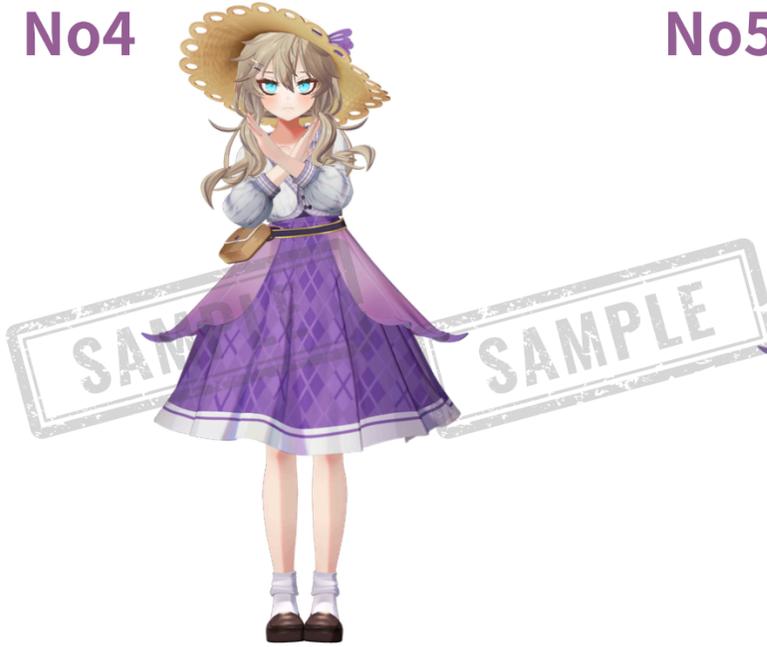
No6



No7



No8



No9



No10

イラスト集_観光大使



No11



No12



No13



No14



No15



No16



No17



No18



No19



No20

イラスト集_観光大使



No21



No22



No23



No24



No25



No26



No27



No28



No29



No30

イラスト集_観光大使



No31



No32



No33



No34



No35



No36



No37



No38



No39



No40

イラスト集_ちびキャラ

※No47、No49のイラストを使用する際は名詞、名称のみ挿入可。
挿入する文言についても合わせて申請すること



No41



No42



No43



No44



No45



No46



No47



No48

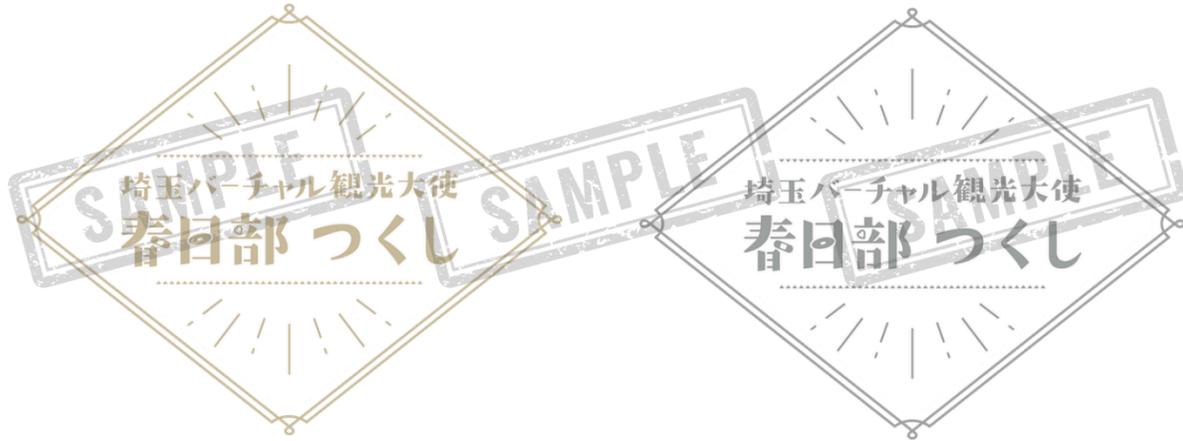


No49



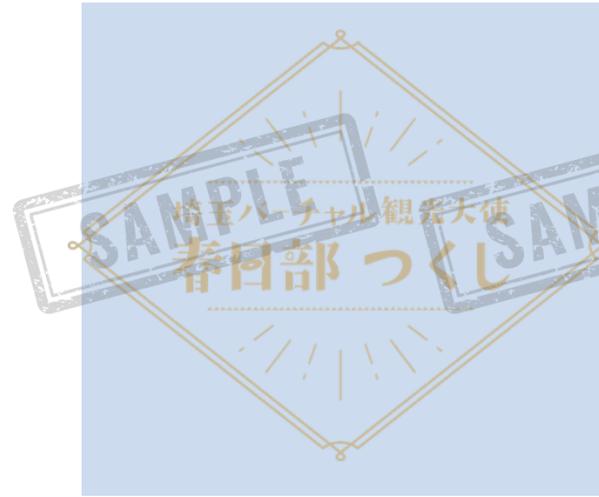
No50

イラスト集_大使ロゴ



No51

No52



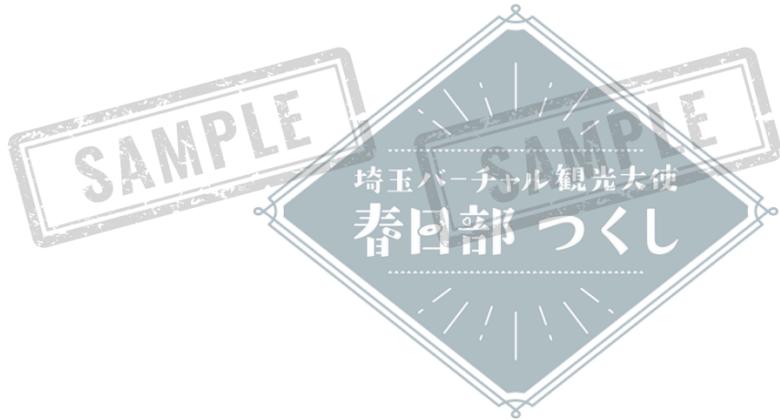
No53



No54



No55



No56



No57



No58